

旨
 (三) 所轄不川署八十月十七日傷害事件仲間係者一斉檢卷ヲ
 爲シ十三名ヲ送致ヤリ

首題労働争議其ノ後ノ状況左記ノ通り

記

一 労働者側

(1) 總同盟側

(1) 總同盟側ニ於テハ十月十六日罷業ヲ決行スルヤ府下
 大崎町后木橋一四八労働會館ヲ争議團本部トシ松岡
 勲吉奈井一徳永正根等指導ノ下ニ争議團編成ヲ
 争議團長 西谷 徳藏
 副團長 中山 正太郎
 越川 哲

警備隊長	佐藤 正喜
副隊長	小俣 忠司
得令部長	室井 鉄三郎
副部長	島田 梅太郎
警務部長	西村 太三郎
副部長	林 富次郎
部員	十四名
部員	十四名

以上ノ如ク決定關係組人ヨリ直接ヲ求メ争議團本部
 ニハ職工約百名處役員ハ主トシテ争議中ノ鈴木啓三
 或争議団員一約五十名乃至百名迄出入シ夫々部署ヲ
 定メ副派ノ如ク新聞部外電ビラ等ヲ配布スルト共ニ
 争議本部加職工ノ出勤並退勤時ヲ期シテ争議参加ヲ
 勧誘シタル職工ノ自宅ヲ訪問シテ切崩ニ努メツ、ア
 リ尚罷業中ノ職工ニ対シテハ反對派ノ切崩ヲ阻止ス
 ル爲メ十月十六日辰ヨリ約百名ヲ争議團本部ニ宿泊
 マシメツ、アルカ現在ノ本部ハ旅籠ナルヲ以テ十月
 十七日ヨリバラツク建ニテ附屬増設ヲ爲シ収容カラ
 増大ニシテ持久戦ノ準備ヲ爲シツ、アリ

(四) 總同盟側ニ於テハ十月十五日辰ノ決定ニ基キ十月十